

令和3年6月16日

島根県農地中間管理機構
理事長 島田 一 嗣 様

島根県農地中間管理機構評価委員会

委員長 平 塚 貴 彦

〔 評価委員 佐伯徳明 佐々木京子 〕
〔 小村 正 持田守夫 〕

令和2年度農地中間管理事業の評価結果について

評価対象年度：令和2年度

1. 評価の方法

平成26年3月17日に島根県知事から指定を受けた島根県農地中間管理機構(公益財団法人しまね農業振興公社、以下「機構」という)の令和2年度中の農地中間管理事業の実施状況を評価した。

評価に当たっては、事業実施状況を量的な面と質的な面に大別し、更にそれぞれの部門において設定した項目別に評価したのち、各部門ごとに総合的に評価を行った。

【参照】令和2年度項目別評価表については、別紙1

2. 総合的評価

(1) 公募関係

本事業の制度上の一つの特徴である、農用地等について借受けを希望する者を募集すること(いわゆる公募)については、前年度同様、年間を通して公募を実施することとし、合計11回の公募を行っており、その結果、令和2年度中の公募実績は、合計で188件、面積367.85haとなった。

昨年度に比べると大幅な減少であるが、6年間の総計でみると、1,126件、4,420.02haであり、これを集落営農法人数でみると、島根県全体の約76%が応募していることから、一定数の確保がなされていると評価できる。

なお、公募結果の公表についても適切に実施されていた。

(2) 貸借関係

機構の借入れ及び貸付け実績については、借入は合計で2,702件、912.1haの農地中

間管理権の取得がなされた。

また、年度内の貸付は合計で593件、1,043.3ha がなされ（年度内の貸付率は約 55 %）、前年度と比較すると、借入については、前年度並みの結果であったが、貸付けについては件数で2倍、面積で33%増加した。

5ヵ年の借入・貸付実績を見ると、松江市、出雲市のシェアが圧倒的に大きいが、大田市以西の浜田市、益田市の取組実績が積み上がりつつある。しかし、今後事業の実績を積み上げるためには、集落営農組織をはじめ、その地域の農業の担い手の確保・育成が必要不可欠であり、さらに、「実質化された人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体への農地集積・集約化を進めていくためには、機構だけでは難しい点が多々あることから、引き続き県・市町村をはじめ各地区の関係機関(者)との十分な連携のもと事業の推進を図る必要がある。

(3) 事業推進及びその体制

事業実施7年目に当たり、理事長自ら市町村長、農業者との意見交換や要請活動を行うとともに、県内市町村長をはじめ集落営農組織リーダーや個別の農家等と現地において意見交換や要望の聴取など、昨年度に引き続き積極的な活動等を行い事業の推進に努力したことは評価できる。【資料1】

県内11ヶ所に配置している農地集積相談員については、コロナ禍においても、それぞれの地区で市町村などの関係機関をはじめ農家との連携も円滑に行われたこと、さらには機構としても県・市町村・農業団体・土地改良事業団体連合会等との密接な連携のもと事業推進に取り組んだことなどにより、一定の実績に繋がったと考える。

なお、相談員から日々の活動報告がネットを通じてリアルタイムに本所へあげられており、現地活動と本所の推進方針との整合性が随時とられながら事業推進にあたっている。

また、農業委員会と機構との連携を強化するために、「農地機構だより」について、各農業委員、農地利用最適化推進委員に配布されるとともに、農業委員会総会、農地部会において、相談員が記事の内容を直接説明する活動もおこなっている。この「農地機構だより」では、関連する補助事業の紹介、事業を活用している担い手の事例、トラブルに際しての対応事例、農地の貸し借りにおけるQ&Aが紹介されており、各委員と相談員の連携において、国の方針が反映される一助にもなっていると推察される。

【資料1 P17～参照「農地機構だより」No.21、24、25、26】

さらに、ほ場整備実施予定地区において、事業の活用を推進するため、土地改良事業団体連合会を介して、6地区の土地改良区に対し、63名の役員等に委託を行い、相談員と地元会合に出席し、事業の推進を図った。

(4) その他

機構は、相続放棄された所有者不明農地、貸借契約締結後におけるトラブル等の問題にも、市町村、農業委員会と連携協力しながら積極的に取り組んでいる。機構が進める農地集積にあたっては、これらの問題を避けて通ることはできないが、一方でこれらの解決にあたっては、正確な現状把握と豊富な法的知識や経験が必要となる。この点、機構では現地まで出向いて市町村等とともに詳細な状況把握に努めるとともに、適宜弁護士や裁判所等への相談を行いながら対処しており、今後の同様な問題に対するノウハウの蓄積と対応力向上に役立っていると考えられる。

【資料1 P10-16】

3. 意見等

島根県では中山間地域がほとんどという厳しい条件下において、貸付面積及び新規集積についても昨年度に比べて増加している。

これは、機構が関係機関、特に農業委員会と連携し、主だった担い手の利用権設定期限切れリストをもとに、農地中間管理事業への切り替え推進を昨年度に引き続いて推進したこと及び集落営農組織が法人化を行う際に、整備事業関連に併せて農地中間管理事業を活用するという意識が、現場において定着していることによるものと考察される。

なお、各市町村では、担い手数そのものが減少する中、今後もこのまま農地集積面積が順調に増加するとはいえない環境にあるので、「実質化された人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体への農地集積・集約化に向けて、機構は今後も担い手育成対策との一層の連携強化を図りながら、農地中間管理事業の推進を行う必要がある。

次に、市町村別の過去5年の農地中間管理事業の利用面積（借入、貸出）をみると、中山間地域において少ない傾向が顕著である。もともと、中山間地域は土地基盤条件が悪く、団地化が困難な耕地が多いため、平野部に比べて利用面積自体が少ないのは致し方ないが、令和2年度の集積率と機構借入率の比較をみると、津和野町と隠岐の島町を除いては、集積率が低いものの、利用率は全般的に微弱ながら増加傾向にある。【参考資料P1】

農地中間管理事業の法的堅牢性や担い手経営をはじめ地域農業及び農村の活性化などのプラスの面を考慮すれば、あらゆる地域でこの事業を活用することが得策であることは明らかであるため、今後、地域ごとの特性を踏まえて、担い手（農地の受け手）へのより一層きめ細かな対応を強化し、とりわけ中山間地域での事業推進に力を入れていく必要がある。

本来、農地集積には、担い手の育成が不可欠であることは言うまでもないが、土地基盤条件の悪い中山間地域がほとんどの島根県においては、平地とは異なり大面積規模の担い手育成は厳しい状況にあるといえる。

また、主食用米の需要減退と米価低迷により、水稻中心の農業経営の経済性が極めて厳しい状況にある中、島根県ではH30年度から、水田園芸の振興に本格的に取り組み始めたことは、今後の集積率や機構利用率の向上に寄与すると期待できる。

一方、水稻以外の作目導入にあたっては、圃場条件の整備が不可欠であるが、平成30年度からスタートした地元負担を伴わない農地中間管理機構関連農地整備事業（通称：機構関連事業）」について、島根県でも3地区が採択され、今後も実施予定地区があることは明るい兆しと言える。これらの事業は、農地集積、水田園芸の振興、担い手育成などに大いに役立つものであり、引続き基盤整備部門の関係者との連携を強化していくことが円滑な整備事業導入につながると考えられる。

【資料2 P3】

いずれにしても、農地の集積・集約は、農業・農村の維持・活性化を進めるにあたって重要な役割を担う対策の一つであり、その中核となる農地中間管理事業の円滑かつ効果的な推進のためには、とりわけ中山間地域など、地域の実態を見据えたきめ細かな適時・適切且つ柔軟な施策の構築と実行が望まれる。

以上